工学研究科 長期履修制度

(1) 趣旨

職業を有しているなどの事情により、標準修業年限(博士前期課程2年、博士後期課程3年)での教育 課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて、計画的に履修し、教育課程を修了するこ とにより、学位を取得できる制度です。

(2) 出願資格

次のいずれかに該当する者は、所定の書類を所定の期日までに提出して、長期履修を出願することができます。

- ア. 職業を有し、標準修業年限で修了することが困難であると予想される者
- イ. 育児、介護などにより、標準修業年限で修了することが困難であると予想される者
- ウ. その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると予想される者

(3) 修業年限

長期履修の年限は、博士前期課程の場合は、在学期間の範囲内において、3年又は4年で認められた年限とします。博士後期課程の場合は、在学期間の範囲内において、4年又は5年又は6年で認められた年限とします。

また、長期履修が認められた後、その理由が解消した場合等には、「長期履修期間短縮願」を提出することにより、 履修期間を短縮することができます。「長期履修期間短縮願」は所定の期日までに提出する必要がありますので、短縮の終期の前年度末までに指導教員に相談してください。

(4) 長期履修制度にかかる授業料(年額)

通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の 年数で除した額になります。

また、長期履修期間の短縮が認められた場合は本来授業料との差額を支払わなくてはなりません。(在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます。)

(5) 長期履修許可願の提出時期

入学願書に併せて提出してください。

(6) 長期履修の許可

長期履修の許可については、決定後連絡します。

(7) 長期履修についての提出書類の請求および問い合わせ先

杉本キャンパス教育推進課 Tel:06-6605-2651

Mail: gr-eng-s-kyoumu[at]omu.ac.jp ※[at]の部分を@と変えてください。

中百舌鳥キャンパス教育推進課 Tel:072-254-7511

Mail:gr-kyik-eng-naka[at]omu.ac.jp ※[at]の部分を@と変えてください。

注意:長期履修を出願する者は、事前に指導を希望する教員と相談しておいてください。